

鹿労発基 0704 第 1 号 令 和 4 年 7 月 4 日

鹿児島地方最低賃金審議会 会長 山本 晃正 殿

> 鹿児島労働局長 中所 照仁 印

最低賃金の改正決定について (諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、鹿児島県最低賃金(昭和55年鹿児島労働基準局最低賃金公示第3号)の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

鹿児島労働基準局最低賃金公示第3号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第16条の3の規定に基づき、鹿児島県最低賃金(昭和54年鹿児島労働基準局最低賃金公示第4号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第17条第1項の規定により公示する。

昭和 55 年 9 月 16 日

鹿児島労働基準局長 五味巨摩雄

鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域 鹿児島県の区域
- 2 適用する労働者 前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者 前号の労働者を使用する使用者
- 4 第 2 号の労働者に係る最低賃金額 1 日 2,541 円(賃金の大部分が時間によって定められている者については、1 時間 318 円)
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(昭和55年9月16日(火) 官報 第16097号より抜粋)

最低賃金の改正決定に関する公示

鹿児島労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和 34 年法律第 1377 号) 第 16 条の3の規定に基づき、鹿児島県最低賃金(昭和 55 年鹿児島労働基準局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第17条第1項の規定により公示する。

平成 14 年 8 月 30 日

鹿児島労働局長 荒川 輝雄

第4号中「1日4,830円(賃金の大部分が時間によって定められている者については、 1時間604円)」を「1時間605円」に改める。

附則

この決定は、平成14年10月1日から効力を生ずる。